

佐賀県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年七月十日から平成二十四年八月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前の幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
一般国道 二〇四号	唐津市佐志浜町四一六二番 一、二地先から	唐津市鳩川字丸駒七二二六番 一、二地先まで	一、二地先から 一、二地先から	二、〇六三・九
	唐津市佐志浜町四一六二番 一、二地先から	唐津市鳩川字丸駒七二二六番 一、二地先まで	一、二地先から 一、二地先から	一、九五〇・五
県道 唐津呼子線	唐津市佐志浜町四三一二番 三、四地先から	唐津市佐志浜町四四四二番 二、三、四地先まで	三、四地先から 三、四地先から	二、二七・八
	唐津市佐志浜町四三一二番 三、四地先から	唐津市佐志浜町四四四二番 二、三、四地先まで	三、四地先から 三、四地先から	二、二七・八